

2015年に
NISA口座で
投資信託を
ご購入いただいた
お客さまへ

非課税期間の終了に伴う お取扱いについて

2015年にNISA口座(一般NISA)でご購入された投資信託の非課税期間(5年)が、2019年12月末をもって終了します。非課税期間終了後は、課税口座(特定口座または一般口座)に払出しされますが、2020年分のNISA口座の非課税枠に移管(「ロールオーバー」といいます。)することで、引き続き5年間は非課税で運用することができます。なお、ロールオーバーにはお手続きが必要となります。



非課税期間終了時には以下の2つの選択肢がございます。

非課税期間終了時の **2** つのご選択

選択 **1**

翌年の
NISA口座に
ロールオーバー
(移管)

2019年12月末の時価に基づいて、2020年1月1日に2020年分のNISA口座の非課税枠にロールオーバー(移管)します。ロールオーバーした投資信託は、引き続き5年間は譲渡益・分配金が非課税となります。

- ロールオーバーをした場合、その分だけ2020年の非課税投資枠を使うため、新規に投資できる金額が少なくなります。
 - ロールオーバー時の時価評価額がNISA口座非課税枠上限の120万円を超過していても、全額NISA口座へのロールオーバーが可能です。その場合もロールオーバーした全額が、引き続き5年間は譲渡益・分配金が非課税となります。(この場合、非課税投資枠を使い切ることになるため、新規の投資はできないことになります。)
 - ロールオーバーを行うためには、所定のお手続きが必要になります。
- ※ロールオーバーを行うためには、千葉銀行で2020年分の一般NISAの非課税枠をお持ちであることが必要です。

選択 **2**

課税口座
(特定口座または一般口座)
に払出し

2019年12月末の時価に基づいて、2020年1月1日に課税口座へ払出します。

- 取得価額は2019年12月末の時価となり、払出し後に生じた譲渡益・分配金は課税されます。
- 原則として特定口座を開設されている場合は特定口座へ、開設されていない場合は一般口座へ払出しされます。
- 課税口座に払出す場合は、特段のお手続きは必要ありません。

ご参考 非課税期間終了前に売却することも可能です。なお、その場合には受渡日(換金代金入金日)が2019年内となるよう、お手続きをお願いいたします。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	...	
2015年	100万円	非課税期間(5年)						2 課税口座に払出し			
2016年		120万円									
2017年			120万円								
2018年				120万円							
2019年					120万円						
2020年						1 2020年NISA口座にロールオーバー					

選択するときの注意

2020年NISA口座にロールオーバーした場合

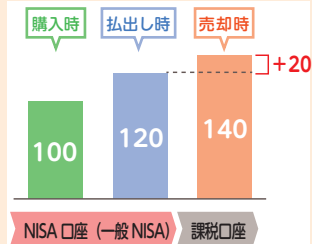
引き続き2024年までの5年間、譲渡益・分配金は課税されません。
なお、2019年末の時価で2020年の非課税枠を使用いたします。

ロールオーバーしない(課税口座に払出す)場合

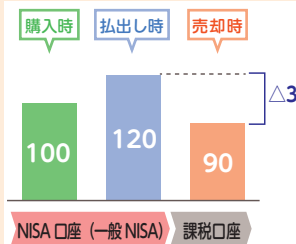
2019年末の時価で課税口座へ払出しされます。払出し後の譲渡益・分配金に対して課税されます。

ケース1

購入後、価格が上昇した状態で非課税期間終了を迎え、課税口座へ払出し、その後売却された場合



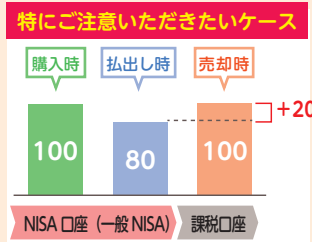
払出し後の上昇分20に対して課税されません。(払出しまでの上昇分は非課税です)



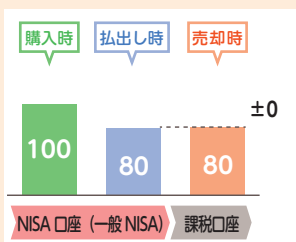
課税されず、払出し後の下落分30が譲渡損失となります。この譲渡損失は、他の口座(特定口座等)との損益通算が可能です。

ケース2

購入後、価格が下落した状態で非課税期間満了を迎え、課税口座へ払出し、その後売却された場合



払出し後の上昇分20に対して課税されません。(払出しまでの下落分は考慮されません)



課税されず譲渡損失も発生しません。(払出し後の損益は±0のため)

非課税期間終了に伴うお手続きについてのQ&A



Q1 非課税期間終了まで何も手続きを行わなかったらどうなりますか?

A1 課税口座(特定口座または一般口座)へ時価で自動的に払出しされます。原則として特定口座を開設されている場合は特定口座へ、開設されていない場合は一般口座へ払出しされます。なお、課税口座に払出しされますと、当該投資信託を再びNISA口座に移管することはできなくなりますのでご注意ください。

Q2 非課税期間終了時のロールオーバーはどのように申込みをすればよいですか?

- A2 ■千葉銀行で2020年分の一般NISAの非課税枠をお持ちであるお客さま
2019年10月上旬を目途にロールオーバーのお手続き書類を郵送いたしますので、ご確認ください。(ロールオーバーのお手続きの締切りは、12月中旬を予定しています。)
- 千葉銀行で2020年分の一般NISAの非課税枠をお持ちでないお客さま
千葉銀行で2020年分の一般NISAの非課税枠の開設が必要です。事前にロールオーバーのお手続き書類は郵送されませんので、一般NISAの非課税枠を開設した後に、お取引店またはテレフォンバンキングセンターにお問い合わせください。

Q3 課税口座に払出しを行なった方がよい場合はありますか?

- 以下の場合、ロールオーバーではなく、課税口座への払出しをご検討ください。
- A3 ■2020年は一般NISAではなく、つみたてNISAでの運用をしたいとお考えのお客さま
2020年の非課税枠でつみたてNISAを選択いただいた場合、一般NISAのロールオーバーはできません。非課税枠を一般NISAに変更した後にロールオーバーの手続きを行うことはできますが、その場合、つみたてNISAでの投資信託の積立が継続できなくなります。
 - 2020年の非課税枠で一定額以上の投資信託のご購入を検討されているお客さま
ロールオーバーを行った場合、2020年の一般NISAの非課税枠の残額は、非課税枠上限の120万円からロールオーバーした金額を差し引いた額となります。2020年の非課税枠でご購入予定の投資信託の金額が非課税枠の残額を超える場合は課税口座への払出しをご検討ください。

ご注意事項

[NISA] 「つみたてNISA」の開設のお手続き、内容の詳細につきましては、窓口にてお問い合わせいただくか、ちばぎんホームページをご確認ください。

投資信託に関する事項

当行所定のお申込手数料等(ファンドごとに設定された販売手数料(お申込代金総額に対し最大3.24%(税込)※1)がかかるほか、一部のファンドは換金時に信託財産留保額(換金時の基準価額に対し最大1.0%)がかかります。また、保有期間中には信託報酬(純資産総額に対し最大年率2.16%(税込)※1)がかかる(※2)ほか、組入有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません)がかかります。なお、当該手数料の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。投資信託は、株式、公社債、外貨建て資産などの値動きのある証券等に投資しますので、相場の変動等の影響により、基準価額は変動します。したがって、投資信託は、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これに伴うリスクは、ご投資家の皆さまご自身に帰属します。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、詳しくは当該商品等の契約締結前交付書面や目録見書またはお客さま向け資料を十分にお読みください。

(※1)消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、販売手数料は最大3.3%、信託報酬は最大年率2.2%となります。

(※2)一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬が別途かかることがあります。ただし、運用状況により変動するため、事前にその合計額は記載できません。

くわしくは、ちばぎんホームページをご覧ください。お近くのちばぎん、またはテレフォンバンキングセンターまで、お気軽にお問い合わせください。

ちばぎんホームページ <https://www.chibabank.co.jp/>

ちばぎんテレフォンバンキングセンター ☎ 0120-86-7889 通話料無料 携帯からもご利用いただけます。

海外からの通話などフリーダイヤルをご利用いただけない場合 ☎ 043-300-3270 通話料はお客さまのご負担となります。

電話による受付時間
9:00~21:00
(月~金 ただし銀行の休業日を除く)